

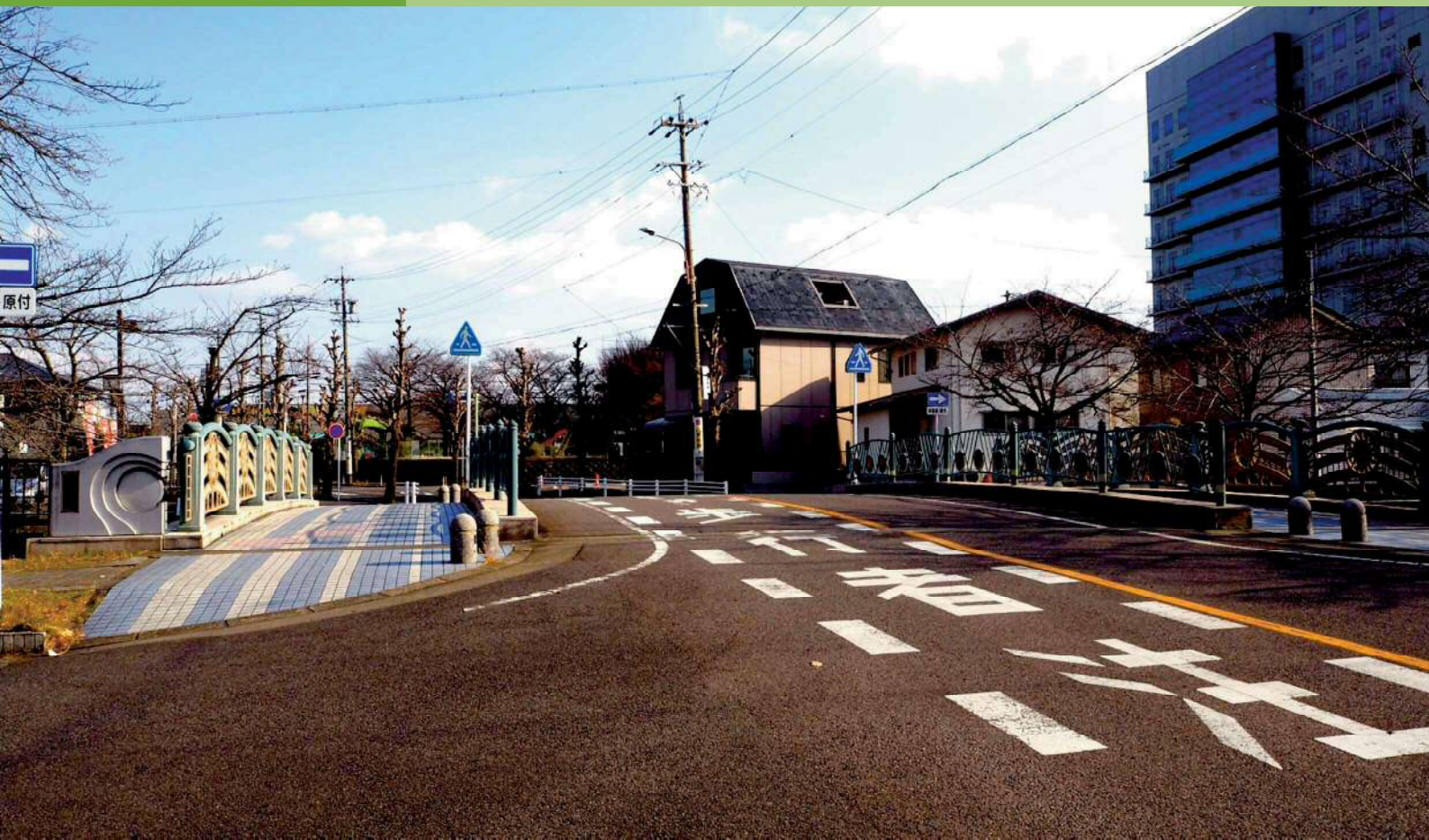
天道橋【大江川】
(昭和 30 年撮影)



天道橋【大江川】
(令和 2 年撮影)

第 8 章 景観形成の推進に関する事項

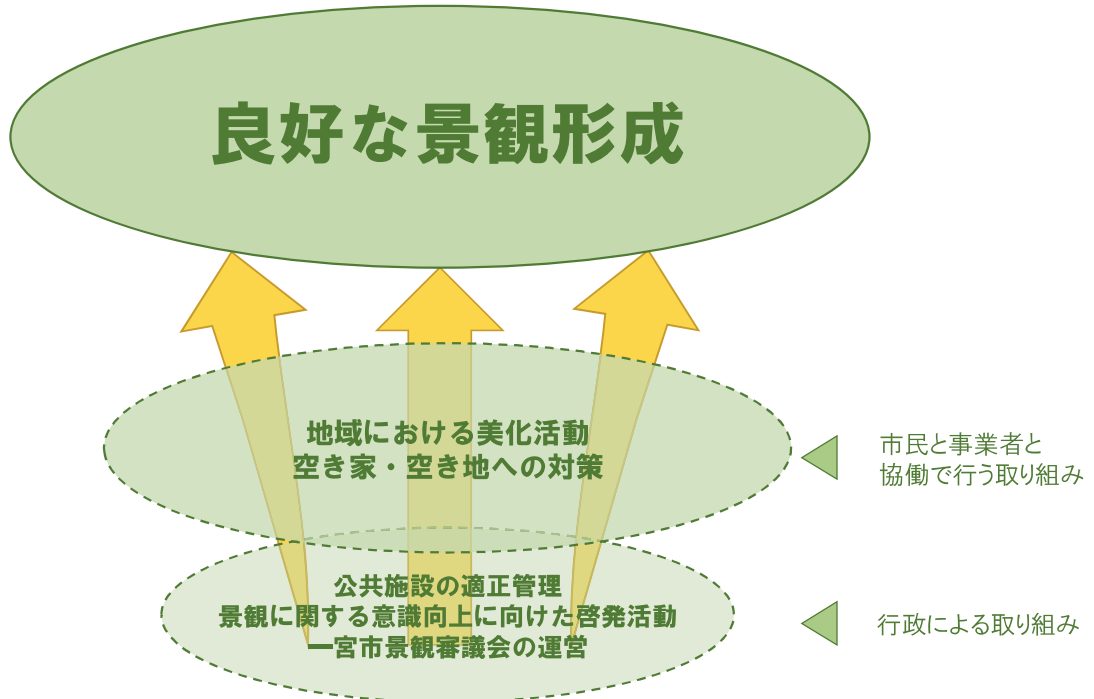
1 景観形成の推進に向けて.....	54
(1) 行政による取り組み.....	54
(2) 市民と事業者と協働で行う取り組み.....	55
2 地域における取り組み.....	56
3 景観形成の施策管理について.....	56



第8章 景観形成の推進に関する事項

1 景観形成の推進に向けて

良好な景観は、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、協働による活動により形成されます。良好な景観形成に向けて、行政、市民、事業者の一体的な景観まちづくりを推進します。



(1) 行政による取り組み

○公共施設の適正管理

市民の生活の基盤となる道路、河川、公園等の公共施設は、景観を構成する重要な要素の1つです。景観重要公共施設の指定に加え、良好な景観に貢献するような公共施設の整備・改修を行う等、更なる公共施設の適正な維持管理に努めます。

○景観に関する意識向上に向けた啓発活動

市民と事業者と協働で良好な景観形成に取り組んでいくためには、市民や事業者の方々の景観に関する意識を高めていくことも必要です。これまでも様々な市民活動が行われており、その活動の中には清掃活動や、地域の緑化など景観形成に資する取り組みを行っている団体もあります。このような活動を広げていくためにウェブサイトを利用し情報発信を行うなど、意識向上につながる啓発活動について検討します。

○一宮市景観審議会の運営

景観審議会は、学識経験者や有識者、市民代表などで構成し、景観計画の変更や景観重要建造物・樹木の指定等その他景観形成上重要な事項、屋外広告物に関する事項等について、審議を行うものとします。

（2）市民と事業者と協働で行う取り組み

○地域における美化活動

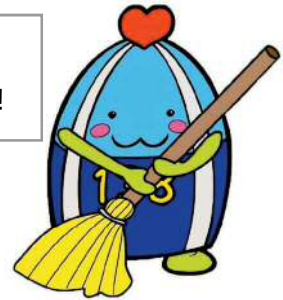
『「一宮市の景観」についてのアンケート』の結果より、一宮市の景観を損ねている要素として、不法投棄やポイ捨てされたゴミを挙げる割合が高くなっていました。行政の役割だけでなく、市民一人ひとりや企業との協働による地道な活動の積み重ねによって景観を向上させることも重要です。

アダプトプログラム

本市では、平成13年度より「アダプトプログラム（清掃から始めるまちづくり）」を導入しました。この制度は地域の道路や公園を、市民のみなさんが愛着を持って清掃・美化活動を行うもので、本市はごみ袋や清掃道具の提供、補償保険・賠償保険への加入など、ボランティア活動を支援しています。また、現在（令和2年8月時点）は、177団体が活動中です。

みんなのまちを

みんなの手できれいに！

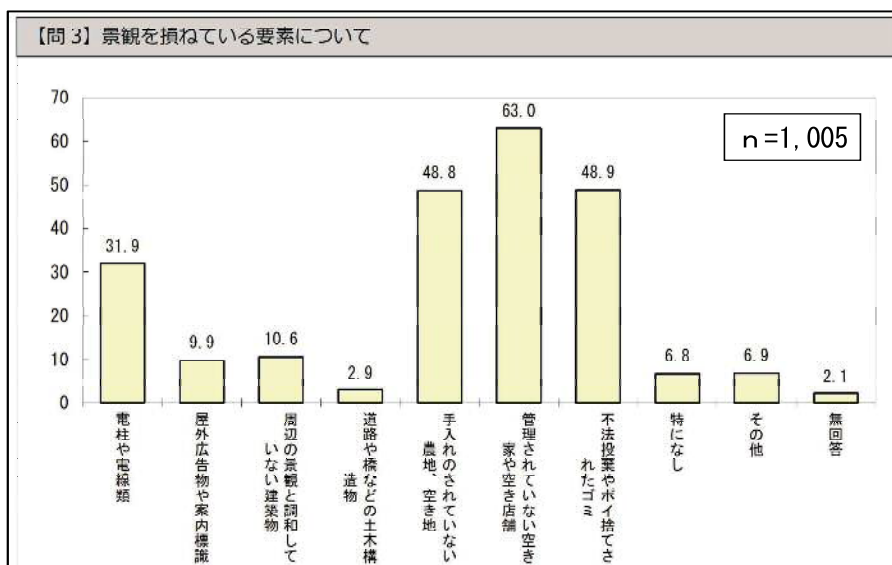


違反簡易広告物除却活動

「はり札、立看板、のぼり旗の簡易除去等事務」が平成17年4月に愛知県から一宮市に権限移譲されました。これに基づき平成17年12月に「一宮市違反簡易広告物除却活動員制度要綱」を施行し、この制度の募集を開始しました。そして平成18年7月より市民のみなさんが「違反簡易広告物除却活動員」として、違反簡易広告物除却活動を行っています。令和2年度は6団体30名の市民のみなさんにより、除却活動が行われてきました。

○空き家・空き地への対策

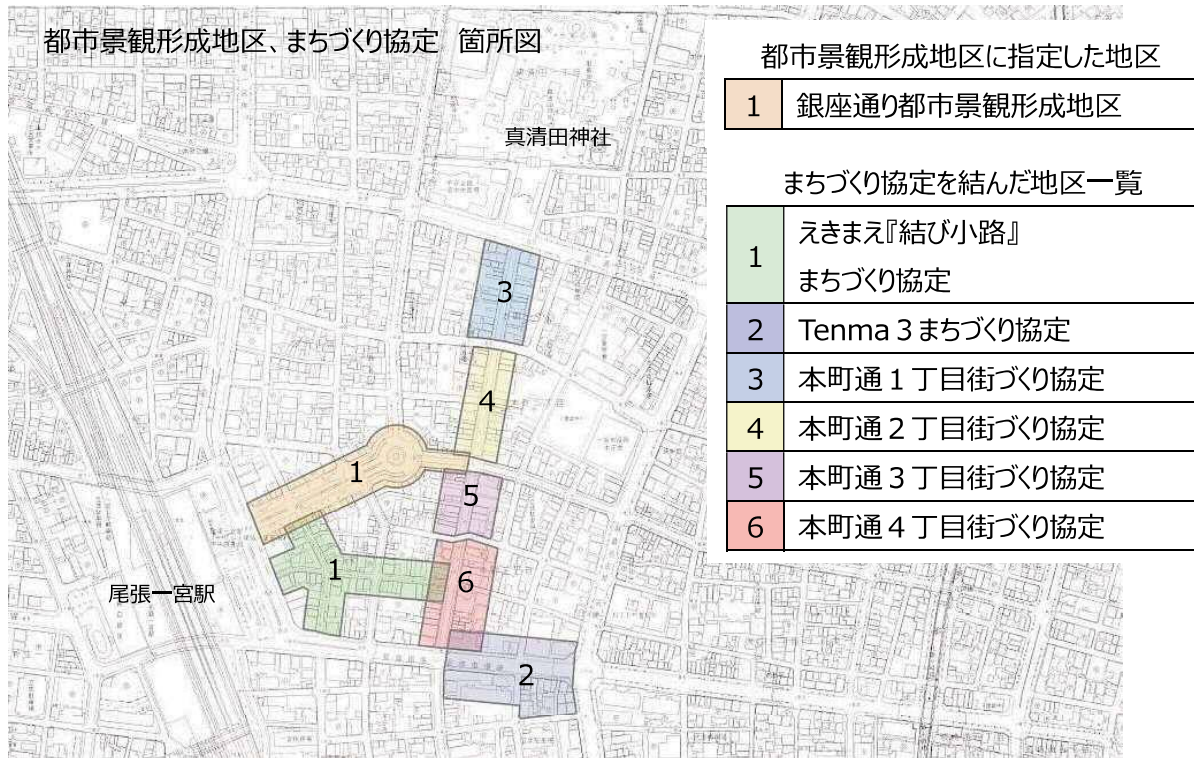
『「一宮市の景観」についてのアンケート』の結果より、一宮市の景観を損ねている要素として、管理されていない空き家や空き店舗・手入れのされていない農地、空き地を挙げる割合が最も高くなっていました。実際に市全域で空き家の増加や駐車場への転用によるまちなみの景観の悪化がみられます。老朽化した危険な空き家の解体補助金や空き家バンク等を活用しながら、市民と協力しながら空き家・空き地への対策に取り組む必要があります。



2 地域における取り組み

本市では、尾張一宮駅の駅東周辺、一宮本町通り商店街アーケード沿い、伝馬通りなどの尾張一宮駅から続く都市の基軸となる通りにおいて、一宮市の印象を左右する重要な地区であることから、関係者によってまちづくり協定が結ばれています。現在では6地区存在し、それぞれの地区において、建築物の外観の装飾や、広告物の規制、道路の維持管理といった項目の方針等が示されています。そのほか、銀座通り都市景観形成地区において、地区景観形成計画および地区景観形成基準が設けられており、色彩や広告物の大きさについては、定量的な基準等が設けられています。

このように、本計画で示す景観重点候補地区を含めた市内各所で地区レベルの景観を向上していくことにより、地域の景観特性に応じた良好な景観の形成につながります。今後はこれら取り組みの展開に努め、地域の動向にあわせて活動を支援します。



3 景観形成の施策管理について

良好な景観を形成していくには、普及啓発の推進、制度の適切な活用や運用、規制誘導の取り組み、関係機関等の連携等総合的な施策の推進をして、長期的に継続していくことが大切です。市民意識調査の実施や届出の状況を整理し、景観施策の成果や効果を把握しながら、必要に応じて適宜見直しを行うなど、施策の進捗管理を行います。

年次	...	令和3年 (2021年)		令和8年 (2026年)		令和13年 (2031年)	...	
一宮市景観計画		★ 計画策定				★ 計画改定(予定)		
効果検証	届出状況の実態整理	適宜、景観審議会への報告						
	届出対象以外の実態整理							
	意向調査	R1 ★ アンケート調査		★ アンケート調査 景観施策の効果検証				